

グレードチェンジの手法を利用した日本向け製品とその他の製品との区分管理

部分肉処理



手作業によるせき柱の除去。
(作業員により脱骨の処理が
されているところ)



除去した脊柱等はベルトコン
ベアで指定場所に搬出



包装・表示



ラベルの
保管



保管・出荷



日本向け製品には
特有の識別表示

検疫所における輸入時検査の抽出基準

牛肉

輸入実績が10トン未満
又は
届出件数が5件未満の施設

(対象ロット)

全ロット

1ロットの梱包数	開梱数
≤ 150	32
151~280	50
281~500	80
$501 \leq$	125

輸入実績が10トン以上、
100トン未満でかつ
届出件数が5件以上の施設

全ロット

1ロットの梱包数	開梱数
≤ 150	8
151~280	13
281~500	20
$501 \leq$	32

輸入実績が100トン以上
の施設

10ロットにつき
1ロット

内臓

全施設

(対象ロット)

全ロット

1ロットの梱包数	開梱数
≤ 150	32
151~280	50
281~500	80
$501 \leq$	125

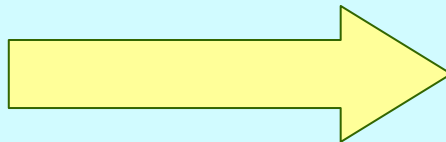
動物検疫所における輸入時検査の抽出基準

※輸入手続き再開以降米国産牛肉については検査を強化しており、
検査対象は全ロット、新規施設などについては第1段階からスタート

第1段階

1ロット当たりの の梱包数	抽出個数
1～8	2
9～15	3
16～25	5
26～50	8
51～90	13
91～150	20
151～280	32
281～500	50
501～1,200	80
1,201～3,200	125

開梱数が3,000個
に達した施設は
第2段階へ移行



第2段階

1ロット当たりの の梱包数	抽出個数
1～8	2
9～15	2
16～25	3
26～50	3
51～90	5
91～150	5
151～280	8
281～500	8
501～1,200	13
1,201～3,200	13

- 大阪会場(6/22)では、スライド49, 50について、以下のとおり一部追記いたしました。

日本側の措置①

●輸入時検査

- 検疫所及び動物検疫所において、これまでの対日輸出実績や過去の問題発生状況を踏まえて輸入時検査を実施し、引き続き、米国産製品の対日輸出プログラムの遵守を検証

●現地査察の実施

- 日本政府は、問題がなければ年1回、問題があった場合には必要に応じて現地査察を行い、引き続き米国内の食品安全条件及び対日輸出プログラムの遵守を検証

日本側の措置②

●輸入業者等への指導

- 検疫所及び動物検疫所において、改めて、輸入業者に対し、対日輸出プログラムの遵守について指導・周知徹底
- 水際での検査で問題が確認された場合、食品衛生法第63条に基づく輸入者名の公表を行う。

(指導内容の例)

- 輸出元への対日輸出プログラム遵守の確認
- 倉庫への搬入時のラベル確認
- 国内流通段階での検品の徹底
- 問題確認時の行政機関への通報